

全国健康関係主管課長会議

健康局 疾病対策課

臓器移植対策室

1. 臓器移植対策

臓器移植の現状について

(1) 臓器移植の実施状況(臓器移植法施行後(平成9年10月16日)から平成23年1月13日まで)

- ・ 脳死判定事例・・・161例(うち臓器提供事例・・・160例)
改正法施行(平成22年7月17日)後・・・74例(うち家族承諾62例)

- ・ 移植実施件数(臓器移植法施行後(平成9年10月16日)から平成23年12月31日までの累計)

	心臓	肺	肝臓	腎臓	膵臓	小腸	眼球(角膜)※
脳死	121件	125件	137件	295件	119件	12件	109件
心停止	0件	0件	0件	2,143件	2件	0件	21,845件
計	121件	125件	137件	2,438件	121件	12件	21,954件

※眼球(角膜)については平成23年10月31日現在

(2) 臓器のあっせん機関

(社)日本臓器移植ネットワーク

眼球以外の臓器について、全国一元的にあっせんを実施。

アイバンク(全国54バンク)

眼球についてあっせんを実施。

2

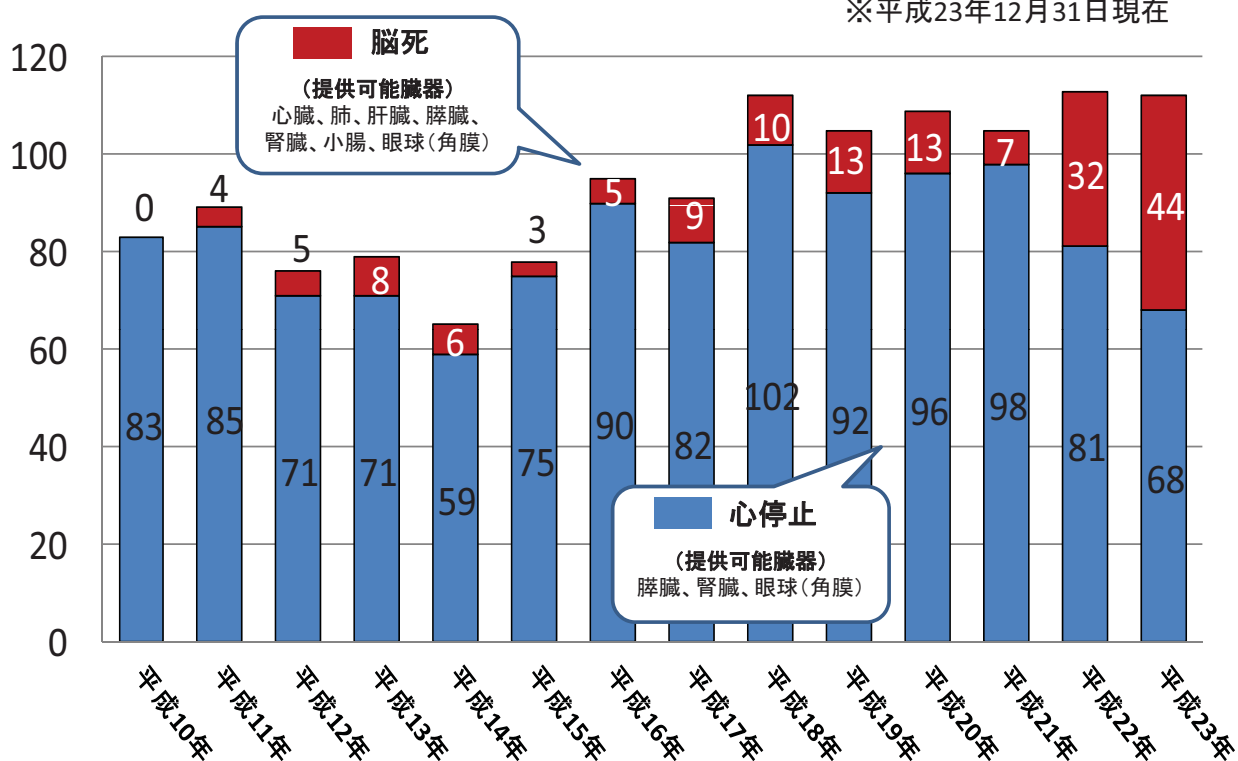
臓器の移植に関する法律 改正前後の比較表

		改正前	改正後	施行日
1	親族に対する優先提供	○当面見合わせる(ガイドライン)	○臓器の優先提供の意思表示を認める	平成22年1月17日
2	脳死判定・臓器摘出の要件	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと(現行法と同じ) 又は ○本人の意思が不明(拒否の意思表示をしていない場合)であり、家族の書面による承諾があること	平成22年7月17日
	小児の取扱い	○15歳以上の者の意思表示を有効とする(ガイドライン)	○家族の書面による承諾により、15歳未満の方からの臓器提供が可能となる	
3	普及・啓発活動等	(規定なし)	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	
4	被虐待児への対応	(規定なし)	○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応	

3

臓器提供者数の推移(年別) (平成10年～平成23年)

※平成23年12月31日現在



4

臓器移植の実施状況

	平成20年 (1～12月)	平成21年 (1～12月)	平成22年 (1～12月)	平成23年 (1～12月)	移植希望者数 ※1
心臓 (単独) (脳死下)	11件	6件	23件	31件	198名
肺 (単独) (脳死下)	14件	9件	25件	37件	169名
心肺同時 (脳死下)	0件	1件	0件	0件	5名
肝臓 (単独) (脳死下)	13件	7件	30件	41件	390名
膵臓 (単独) (脳死下)	4件	0件	2件	6件	46名
腎臓 (単独)	204件	182件	186件	182件	12,347名
	脳死下	20件	7件	39件	
肝腎同時	0件	0件	0件	0件	10名
	脳死下	0件	0件	0件	
膵腎同時	6件	7件	23件	29件	152名
	脳死下	6件	7件	23件	
小腸 (脳死下)	1件	1件	4件	3件	3名
眼球 ※2 (角膜)	1,641件	1,595件	1,696件	1,299件	2,528名
	脳死下	11件	12件	24件	

※1 移植希望者数は、平成23年12月31日現在

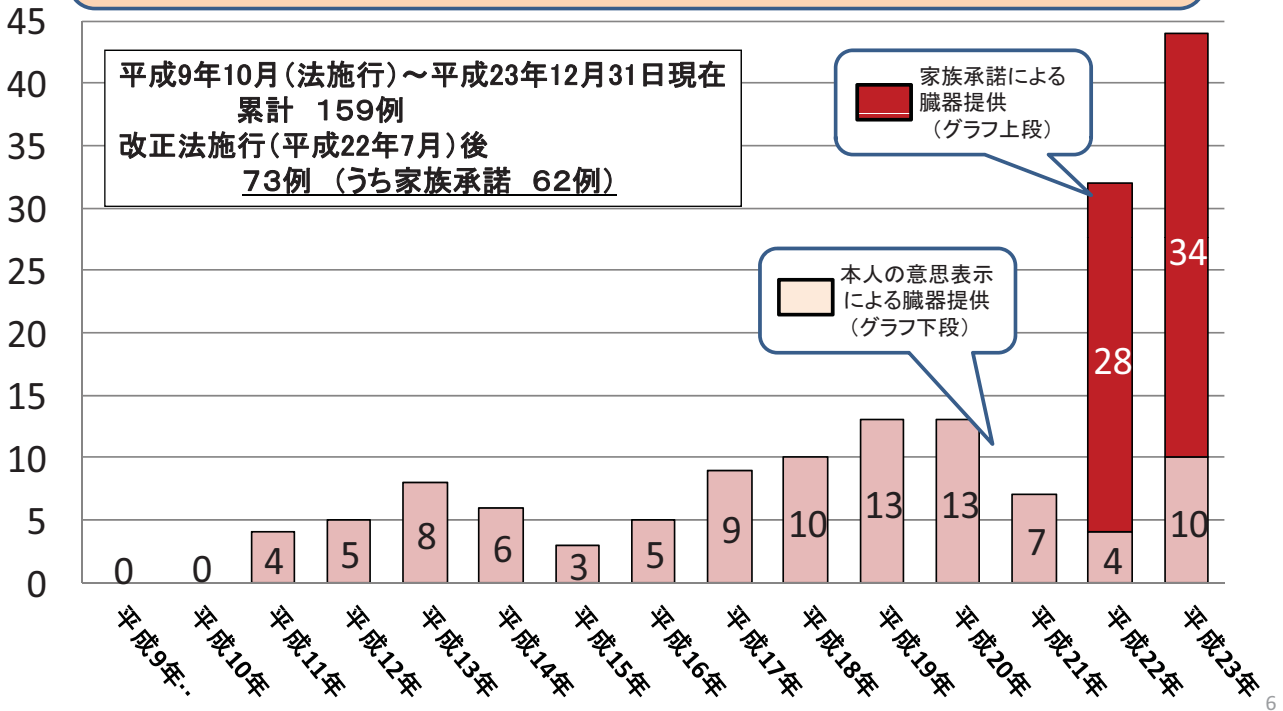
※2 眼球の平成23年度実績は1～10月まで。移植希望者数は、平成23年10月末現在。

5

臓器提供の体制整備について

脳死下での臓器提供者数の推移(年別)

平成22年7月の改正法施行後、脳死下臓器提供事例は急増しているが、家族承諾による提供が多く、本人意思表示による臓器提供は増加していない。



普及啓発のポイントについて

意思表示欄が設けられた
運転免許証や健康保険証の配布が拡大



臓器を「提供する」「提供しない」にかかわらず、本人に「意思表示をしていただくこと」(＝「記入していただくこと」)に主眼を置いた普及啓発に注力

自治体等における普及啓発の取り組み事例

- 地域における各種行事・イベント等の開催に併せた普及啓発活動
 - ・陸上自衛隊記念行事(来場者12,000人)の会場で臓器移植普及啓発資材を配布【宮城県】
 - ・大学の学園祭で臓器移植の啓発コーナーを設けて、啓発資材を設置・配布【宮城県、京都府、長崎県】
- 地元プロバスケットチームの人気選手を「臓器移植推進サポーター」として委嘱し、様々な場面でPR活動を推進【栃木県】
- 全国初の取組として、年間を通して運転免許センターに人員を配置し、臓器提供意思表示欄への意思表示記入の呼びかけや、意思表示欄の記入等に関する相談対応の実施(H23年4月25日～H24年3月30日)【熊本県】
- コンビニエンスストアのレジ液晶画面に臓器提供の意思表示への協力依頼を掲載【岡山県】
- グリーンリボンやドナー情報用全国共通連絡先等がデザインされ、売上の一部が寄付金として団体の普及啓発活動資金として活かされる仕組みになっている支援自販機の設置【広島県、山口県のバンク】

8

中学生向け普及啓発パンフレット

インターネットから臓器提供の 意思登録をやってみよう!

- ・まず、家族ともよく話し合っ、自分の意思を決めましょう。
- ・提供する意思も、したくない意思も登録できますが、年齢によって異なります。4頁の表をみてください。

モバイルより



http://www.jotnw.or.jp/m

パソコンより



http://www.jotnw.or.jp

※携帯電話からも登録可能です。

仮登録

IDの入った登録カードが
送付されます。

↓

本登録

再び、サイトにアクセスして、
IDとパスワードを入力します。

↓

登録完了

臓器提供の欄に、本人の意思が電脳できる状態となります。

臓器移植に関するお問い合わせをお受けいたします。

(社)日本臓器移植ネットワーク

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 虎ノ門ビル3階

TEL.0120-78-1089 東京電話からは 03-3602-2071

臓器移植 返書 <http://www.jotnw.or.jp>にもさまざまな情報が掲載されています。

眼臓(角膜)の移植についてはこちらまでお問い合わせ下さい。

(財)日本アイバンク協会

TEL.03-3293-8816 アイバンク 返書 <http://www.j-eyebank.or.jp/>

いのちの贈りもの あなたの意思で救える命



グリーンリボンは、
移植医療のシンボルです。

INDEX

臓器移植を受けた人の話	1
臓器移植ってなんだろう?	2
移植を希望している臓器さんはどれくらいいるの?	2
どんな人がドナーになるの?	3
ち、私たちにできることはどんなこと?	4
臓器提供には本人や家族の意思が大切なんだ。	5
脳死と心停止	6

厚生労働省・JOT 
(社)日本臓器移植ネットワーク

9

どんな人がドナーになるの？

「死」のことを、みなさんは考えたことがありますか？
昨日まで元気だった人が、交通事故で死んでしまうかもしれません。何かのきっかけで病気が急に悪くなり、それが死につながってしまうこともあります。
もし、交通事故や病気で死んでしまっても、いくつかの臓器が健康な状態だったら？その健康な臓器は、臓器が機能

しなくなったために苦しんでいる人、死と向き合っている人に分けてあげることが出来ます。
どんなに健康な人にも、寿命があり、いつまでも生き続けることはできません。いつかは「死」がやってきます。だからこそ、**誰かが臓器を提供するか、しないか、考えることができるのです。**



日本とアメリカの死後の臓器提供件数と移植数(2010年)

提供者数	日本	113 (脳死 32・心停止後 81)
	アメリカ	7,943
移植数	日本	293
	アメリカ	22,103

UNOS, JOTホームページより

3 アメリカの人口は日本の2.5倍なのに移植の件数は75倍違うんだね。

今、私たちにできることはどんなこと？

もし、自分やまわりの人に臓器移植でいのちが助かるかもしれない人がいたら、どうしますか？
「臓器移植したい」、それとも「移植したくない」ですか？
もし自分やまわりの人が脳死や心停止になったら、どうしますか？
自分やまわりの人が亡くなったあと、「使える臓器を提供したいですか」、それ

とも「提供したくない」ですか？
どれも大切な「自分の意思」です。正解も不正解もありません。

自分が臓器を提供するかしないかは、家族とよく話し合っておくことが大切です。(15歳以上なら決めた意思を意思表示カードなどに書きましょう。)
提供しない意思は何歳でも有効です。



意思表示をしようと思った場合の方法

意思	年齢	15歳以上	14歳以下
臓器を提供したい		<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
提供したくない		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

○…臓器提供意思表示カードなどに記入しましょう。(5臓器)また、家族にも伝えておきましょう。
☆…家族に伝えておきましょう。

4 まず、家族で話し合ってみよう。

都道府県別の腎臓提供件数と移植件数／移植希望登録者数

腎臓の移植希望登録者数は約12,000人。
概ね、地域で提供された腎臓が、その地域で登録している患者に移植されている。

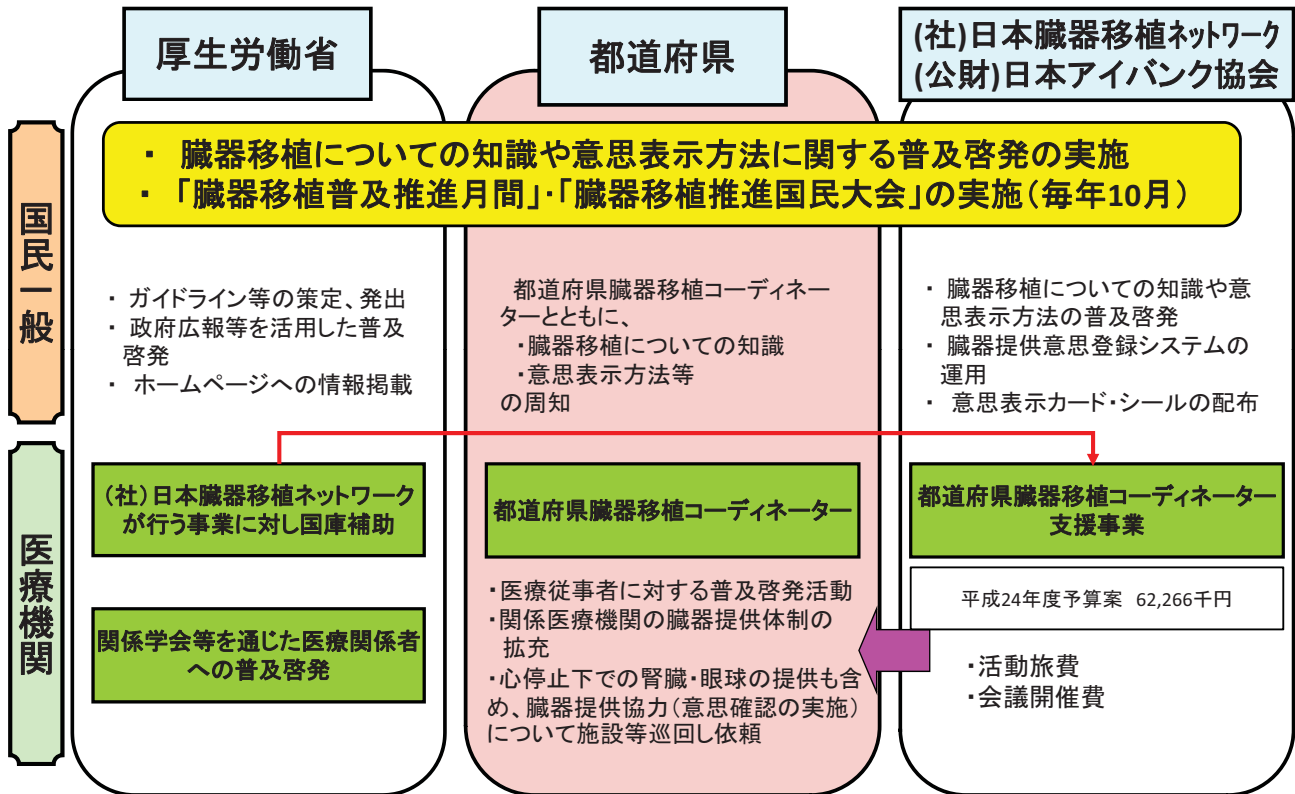
都道府県	提供件数 (05年~11年※ の合計数)	移植件数	移植希望 登録者数	移植希望 登録者全 体に占め る割合
			2011年 11月30日現在	
北海道	55	96	553	4.5%
青森	3	5	109	0.9%
岩手	2	3	98	0.8%
宮城	6	21	158	1.3%
秋田	2	6	62	0.5%
山形	2	2	87	0.7%
福島	9	9	158	1.3%
茨城	9	20	318	2.6%
栃木	3	9	178	1.4%
群馬	12	16	172	1.4%
埼玉	19	25	655	5.3%
千葉	33	70	581	4.7%
東京	85	177	1,452	11.7%
神奈川	54	84	859	6.9%
新潟	24	39	266	2.1%
山梨	4	1	75	0.6%
長野	10	11	170	1.4%

都道府県	提供件数 (05年~11年※ の合計数)	移植件数	移植希望 登録者数	移植希望 登録者全 体に占め る割合
			2011年 11月30日現在	
富山	7	16	140	1.1%
石川	9	15	179	1.4%
福井	8	1	64	0.5%
岐阜	11	20	243	2.0%
静岡	35	62	348	2.8%
愛知	82	173	1,170	9.4%
三重	4	6	215	1.7%
滋賀	5	4	73	0.6%
京都	5	13	240	1.9%
大阪	17	53	658	5.3%
兵庫	37	78	560	4.5%
奈良	7	12	223	1.8%
和歌山	19	17	143	1.2%

都道府県	提供件数 (05年~11年※ の合計数)	移植件数	移植希望 登録者数	移植希望 登録者全 体に占め る割合
			2011年 11月30日現在	
鳥取	1	0	35	0.3%
島根	1	1	41	0.3%
岡山	5	14	172	1.4%
広島	10	17	278	2.2%
山口	3	4	77	0.6%
徳島	5	7	81	0.7%
香川	11	17	128	1.0%
愛媛	6	11	111	0.9%
高知	4	3	66	0.5%
福岡	57	109	395	3.2%
佐賀	5	1	41	0.3%
長崎	17	23	147	1.2%
熊本	1	16	165	1.3%
大分	2	5	55	0.4%
宮崎	10	8	69	0.6%
鹿児島	4	6	59	0.5%
沖縄	16	43	261	2.1%
合計	736	1,349	12,388	

※2011年の提供件数及び移植件数は11月30日現在までの数。

適正な臓器移植の推進に向けた実施体制



12

都道府県臓器移植コーディネーターの業務について

① 日常業務

地域において臓器移植の普及定着を図るため、以下の業務を行う

- 地域住民に対する普及啓発活動
- 臓器提供施設の医療従事者等に対する普及啓発活動
- 臓器提供施設との連携体制の確保・整備 他

② 臓器提供発生時業務

日本臓器移植ネットワークコーディネーターと連携し、以下の業務を行う

- 臓器提供に係る意思の確認等
- 検査及び摘出された臓器の運搬に関する手続き
- ドナー家族に対し、移植患者の余後の報告 他

13

虐待を受けた児童への対応について

臓器の移植に関する法律 附則5項

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)

5. 虐待を受けた児童への対応等

○ 対応の原則

- ・虐待を受けた児童が死亡した場合に臓器が提供されないよう、移植医療に従事する者が虐待が行われた疑いの有無を確認。
- ・脳死、心臓死の区別に関わらず、虐待が行われた疑いのある児童（18歳未満）が死亡した場合は、臓器の摘出は行わない。

○ 児童からの臓器提供を行うための要件、手続き

① 必要な体制整備

虐待防止委員会等の院内体制の整備、対応マニュアル等の整備

② 虐待が行われた疑いの有無の確認

①の院内体制のもとで、虐待の有無を確認する

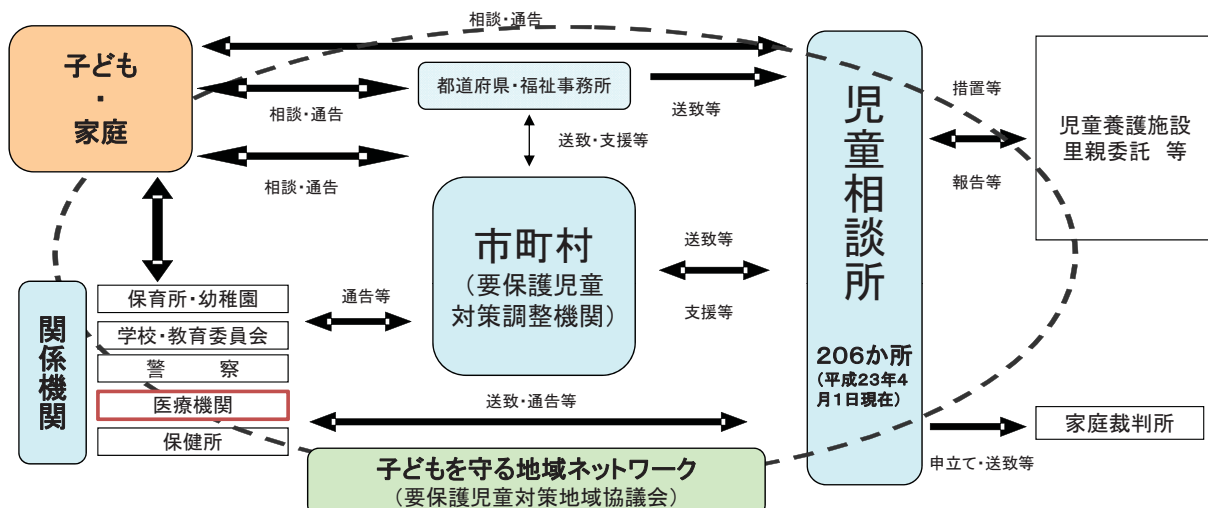
③ 臓器提供を行う場合の対応

- ・事前に、虐待防止委員会の委員等と情報共有し、助言を得る
- ・臓器の摘出に当たっては、倫理委員会等で上記の手続きを経たか確認の上、可否を判断する
- ・検視等の犯罪捜査に関する手続きが行われる場合は、連携を図る

14

地域における児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている
- 市町村虐待相談対応件数 平成17年度 40,222件 → 平成21年度 56,606件
- 各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進んでいる(平成22年4月1日現在、95.6%の市町村で設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含むと98.7%))。
- 平成20年の児童福祉法改正法により、21年4月より、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加された。



15

医療機関→児童相談所等

「児童虐待・配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための取組の促進について」

平成19年3月16日厚生労働省医政局総務課長通知(抜粋)

児童虐待の防止等に関する法律第5条においては、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師等の児童の福祉に職務上関係のある者については、児童虐待を発見しやすい立場であることから、その立場を自覚し児童虐待の早期発見に努めることが規定されている。



児童虐待の防止等に関する法律において、教職員、児童福祉施設職員等とともに、医療関係者は積極的な対応を求められている。

医療機関←児童相談所・市町村

- ・日頃からの関係性の構築が基本。
- ・虐待情報は、児童相談所だけでなく、市町村にも初期情報も含めて集まってきており、そうした機関との連携が必要。
- ・その一方で、個人情報保護条例の壁もある。

→各都道府県の対応状況についてアンケート調査*を実施

※平成23年12月21日臓器移植対策室実施「医療機関から児童相談所に対する照会への対応状況について」

16

医療機関から児童相談所*に対する照会への対応状況について

※都道府県が設置するものに限る。

- ・医療機関が児童相談所に照会を行った場合、回答が得られることができるとしているのは、47都道府県中11県。うち、いくつかの県では、個人情報保護審査会等に諮問し、児童相談所が照会に対応できる旨の答申を受けている。
- ・11県中6県は、児童相談所から回答を得る際に特定の条件が必要となっている。

【問1】医療機関から児童相談所に対して当該児童に係る虐待への児童相談所の対応状況等に関して照会を行った場合、医療機関は回答を得ることができますか。		
① 回答を得ることができる(②に該当する場合は除く。)	4	(8.5%)
② 臓器提供を行う(検討している)場合に限り回答を得ることができる	7	(14.9%)
③ 回答が得られるようにするために検討中	34	(72.3%)
④ 回答を得ることはできない(検討の予定もない)	2	(4.3%)

11
(23.4%)

(問1で①又は②と回答した都道府県への質問)

【問2】医療機関が児童相談所から回答を得るための条件(当該児童の親権者の同意等)はありますか。		
問1で①と回答 (山形県、埼玉県、長野県、山口県)	①条件がない	1
	②条件がある	3
問1で②と回答 (秋田県、神奈川県、新潟県、愛知県、愛媛県、福岡県、大分県)	①条件がない	4
	②条件がある	3

【回答を得るための条件(例)】

- ・ 通告の文書形式であること
- ・ 親権者(児童の法定代理人)等の同意、承諾
- ・ 各ケース毎に判断し対応
- ・ 保護者の同意書及び児童相談所からの虐待情報を保護者に開示しないこと 等

(問1で①又は②と回答した都道府県への質問)

【問3】 医療機関が児童相談所から回答を得られるよう対応することとなった理由は何ですか。(複数回答可)	
① 医療機関から要望があったため。	1
② 改正臓器移植法が成立・施行したため	7
③ (改正臓器移植法とは無関係に) 以前から回答が可能となっていた。	3
④ その他	3

- (④その他の内容)
- ・児童の福祉を優先した対応をしているため。
 - ・個人情報保護条例により本人同意があれば提供可能なため。
 - ・児童相談所から、対応について統一するよう要望があったため。

(問1で③と回答した都道府県への質問)

【問4】 現在の検討状況について教えてください。	
① 担当部局内で検討中	28
② 個人情報保護審査会へ諮問中	0
③ その他	6

- (③その他の内容)
- ・個人情報保護審査会への諮問に向けて準備中(2)
 - ・関係部局及び医療機関と検討中(2)
 - ・個人情報の条例所管局と協議中
 - ・虐待事案は多様な様態であるため、どこまで開示するか苦慮している。

(問1で④と回答した都道府県への質問)

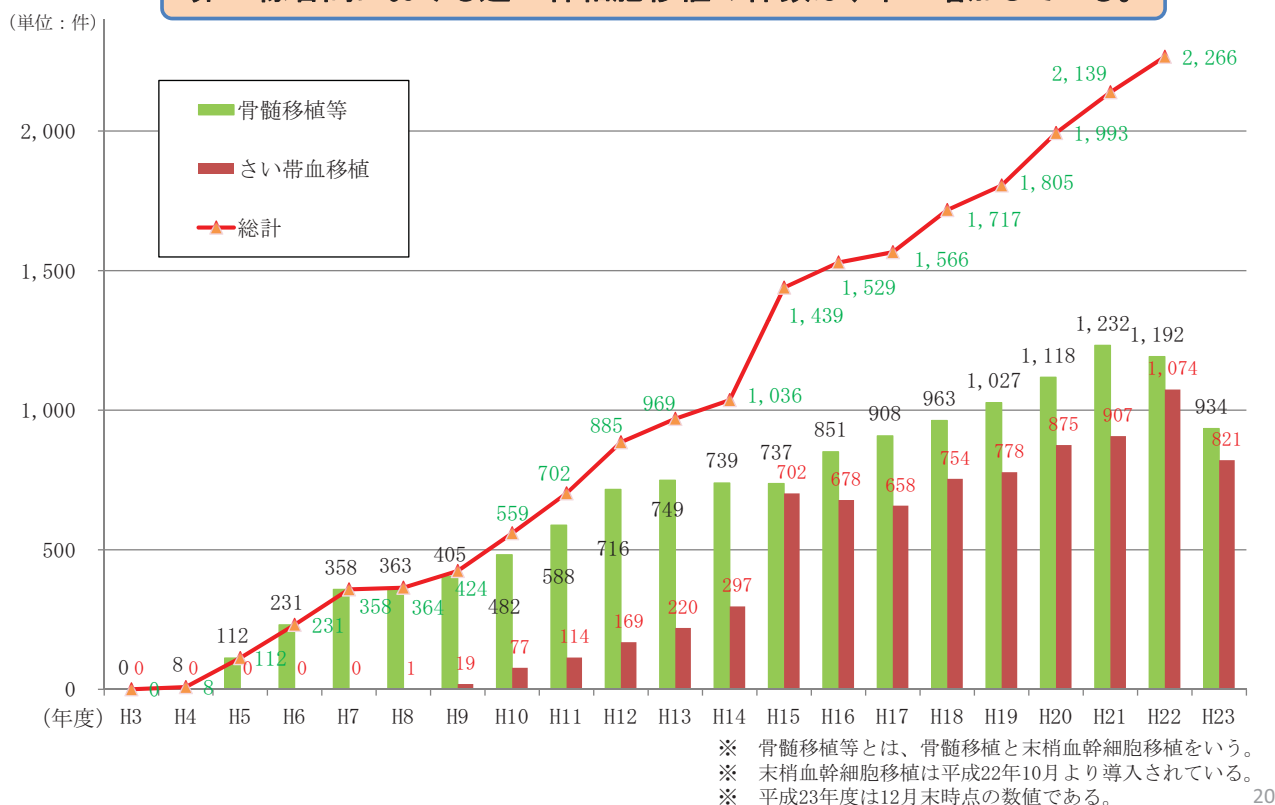
【問5】 医療機関が児童相談所から回答が得られるよう対応する予定がない理由は何ですか。(複数回答可)	
① 医療機関からの要望がないため	1
② 児童相談所側の協力が得られないため	0
③ 制度上の担保はないが、事実上は行われているため	0
④ 児童相談所からの回答が臓器提供の必須の要件ではないため制度上の担保はないが、事実上は行われているため	1
⑤ 既に個人情報保護審査会で不可の答申を得ているため	0
⑥ その他	1

- (⑥その他の内容)
- ・医療機関から児童相談所への照会に関する要望が出された時点で検討予定。

2. 造血幹細胞移植対策

非血縁者間における造血幹細胞移植件数の推移

非血縁者間における造血幹細胞移植の件数は、年々増加している。



20

骨髄バンク事業の概要

○ 骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の治療に有効な治療法の一つ。

※骨髄とは、腰や胸の骨の内部にあるゼリー状の組織で、造血幹細胞を多く含む。手術室にて全身麻酔の上、腸骨から採取する。

※末梢血幹細胞移植は、通常、末梢血(全身を流れる血液)中にはほとんど存在しない造血幹細胞を、G-CSFという薬で血液中に増やした上で血液成分を分離する機器を使って造血幹細胞だけを採取し、残りの血液はドナーに戻る。採取時の全身麻酔や手術室の確保が不要である。



(末梢血幹細胞の採取風景)

○ 移植のためには、骨髄等提供者(ドナー)と患者のHLA(白血球の型)が適合する必要があるが、非血縁者間でHLAが一致する確率は数百分の1から数万分の1と言われている。

○ 平成23年12月末現在、ドナー登録された方は400,972人であり、この結果、患者登録後、最初の適合検索でひとり以上のHLA適合ドナーが見つかる確率は95.1%となっている。

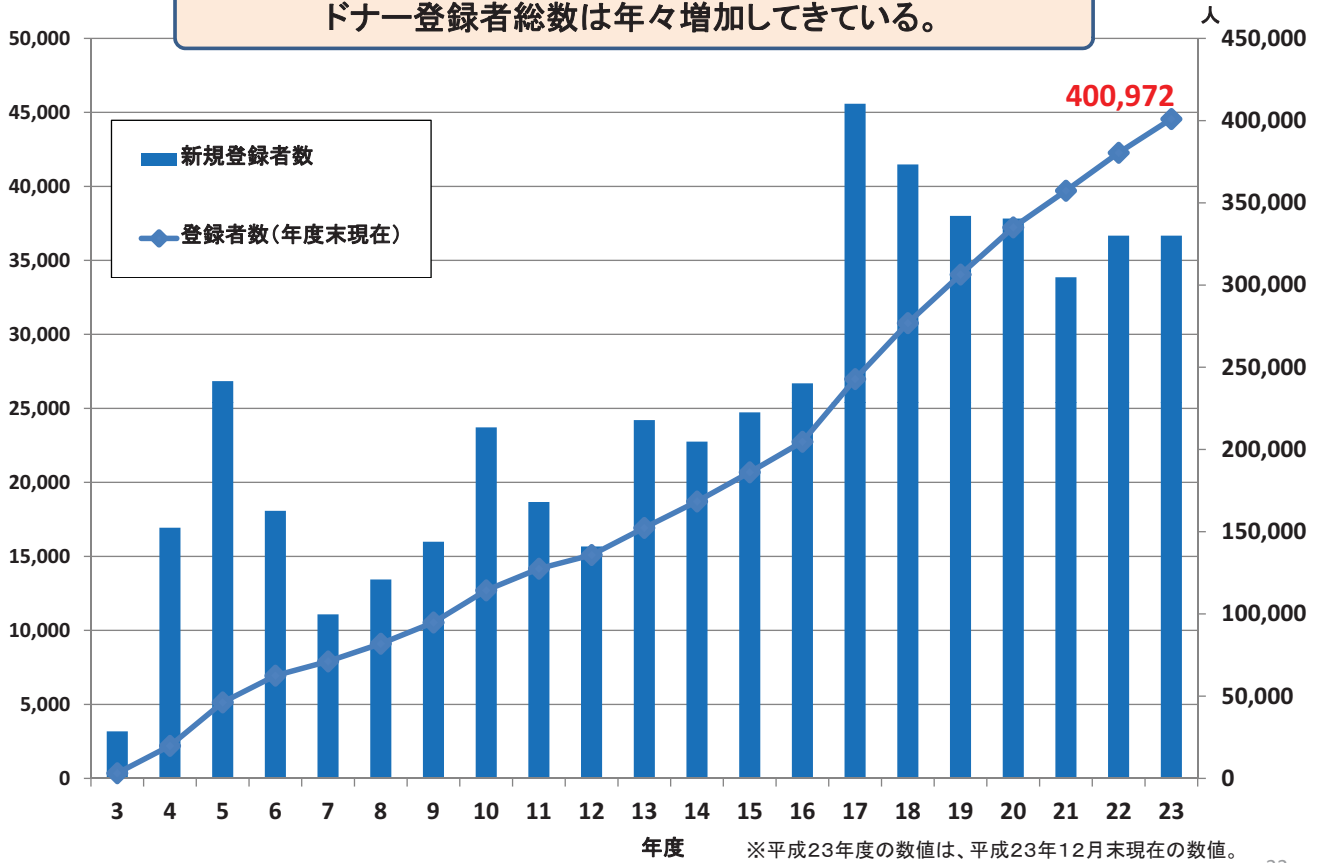
○ HLAが一致する確率を高め、骨髄移植等の機会を公平に確保するためには、広く国民から骨髄等提供希望者を募り、多くのHLAを登録するとともに、ドナーと患者のHLAの適合性等、医学的見地から統一した基準の下で、第三者機関があっせんを行う必要がある。

○ そのため、平成3年12月から国(厚生労働省)の主導の下、(財)骨髄移植推進財団が主体となり、日本赤十字社、地方公共団体(都道府県、政令市、特別区)の協力を得て、骨髄バンク事業を実施している。

21

骨髓バンク ドナー登録者数の推移

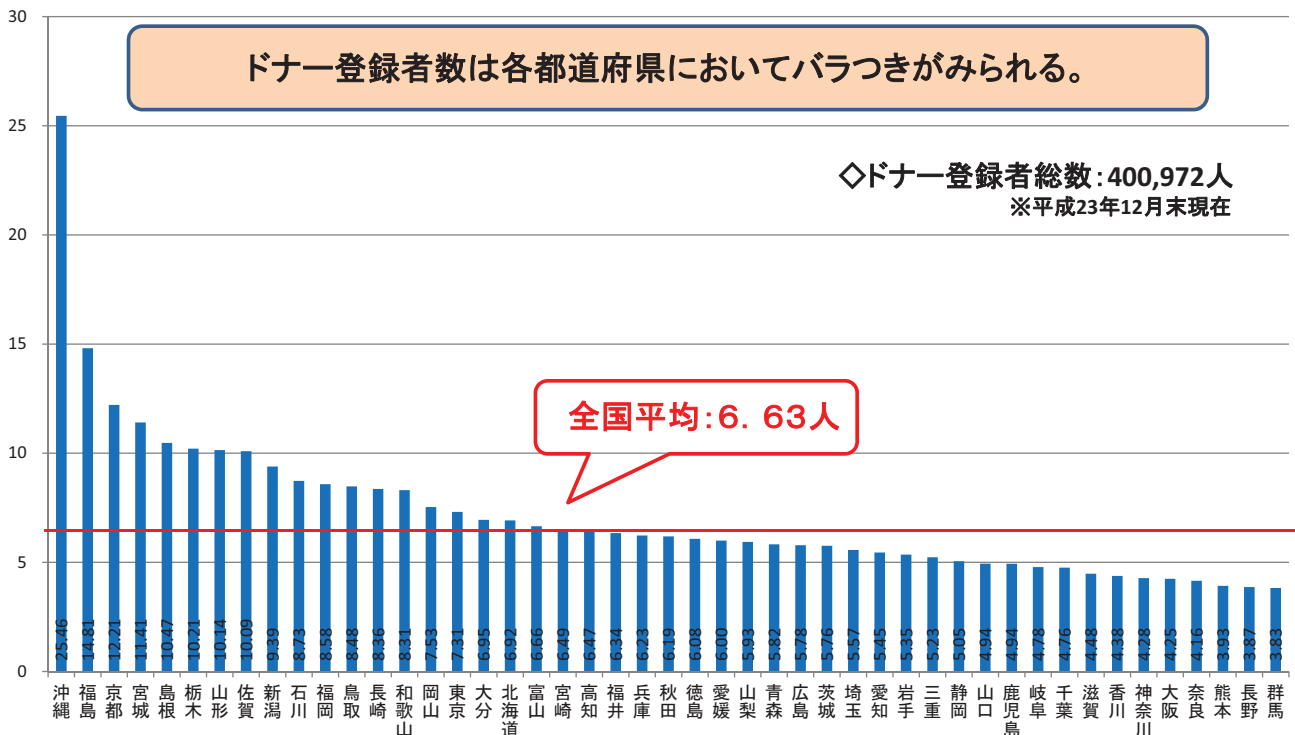
ドナー登録者総数は年々増加してきている。



都道府県別 対象人口1,000人あたりにおけるドナー登録者数 (平成23年11月末現在)

ドナー登録者数は各都道府県においてバラつきがみられる。

◇ドナー登録者総数: 400,972人
※平成23年12月末現在



※対象人口とは、登録対象年齢(18歳～54歳)をいう。

※18～54歳人口は、総務省「平成17年国勢調査」の夜間人口及び昼間人口を使用して計算したものである。

18～54歳人口＝夜間人口×0.5＋昼間人口×0.5

夜間人口：＜基本集計(男女・年齢・配偶関係)＞の総数の18～54歳の総和

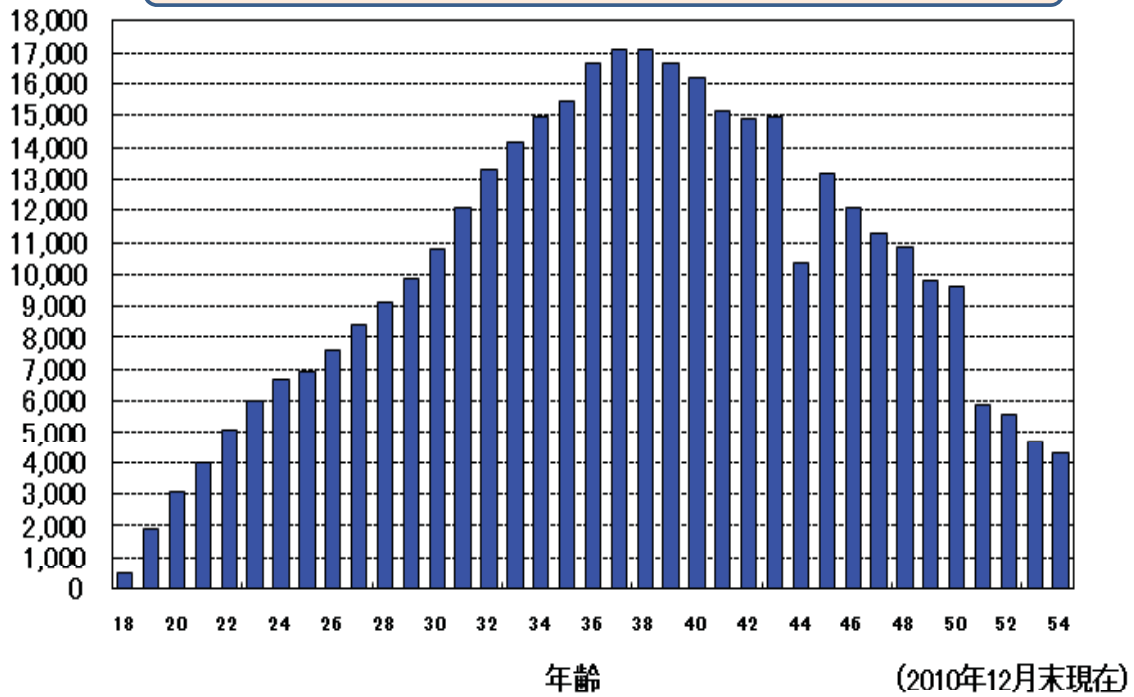
昼間人口：＜従業地・通学地による人口＞の昼間人口の20～54歳の総和

※参考：骨髓移植推進財団HP

年齢別 ドナー登録者数

ドナー数

満55歳の誕生日を迎えると自動的に登録取消となるため、
継続的にドナー登録者数を確保することが必要となっている。



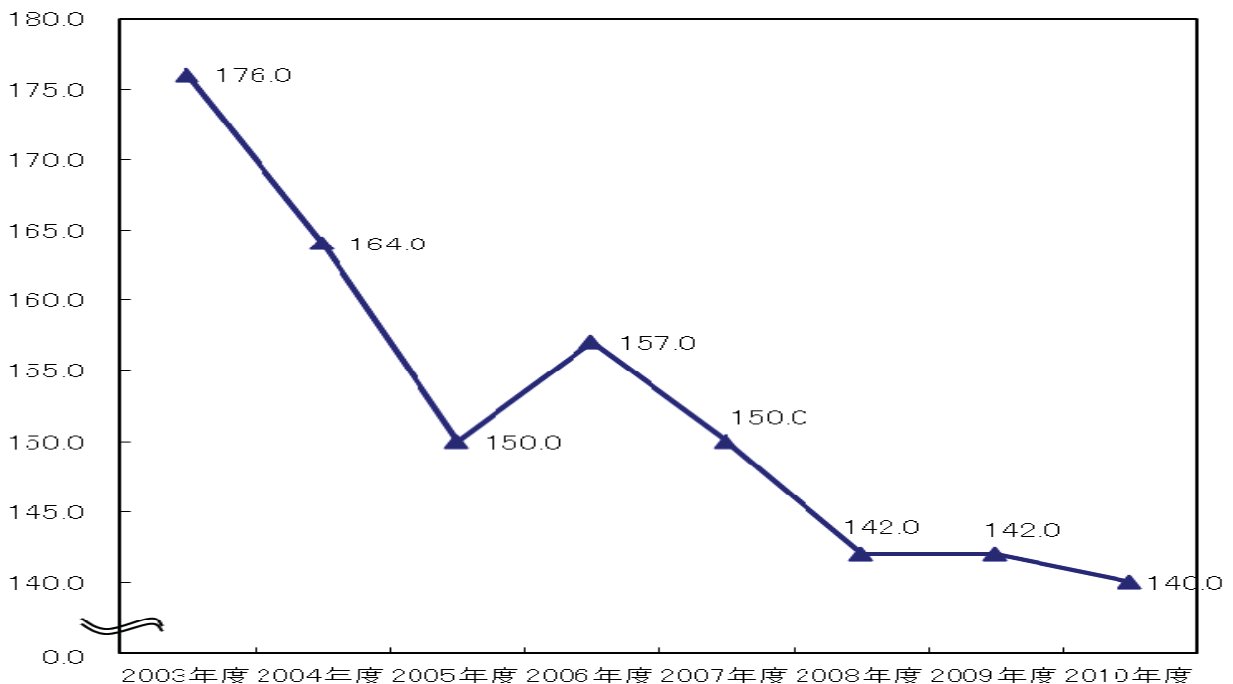
※ 出典:(財)骨髄移植推進財団

24

骨髄コーディネーター期間の中央値の推移(2003年度～2010年度)

コーディネーター期間は徐々に短縮されてきているが、
依然、採取病院の手術室の確保等の調整に時間を要している。

患者登録日～移植日



25

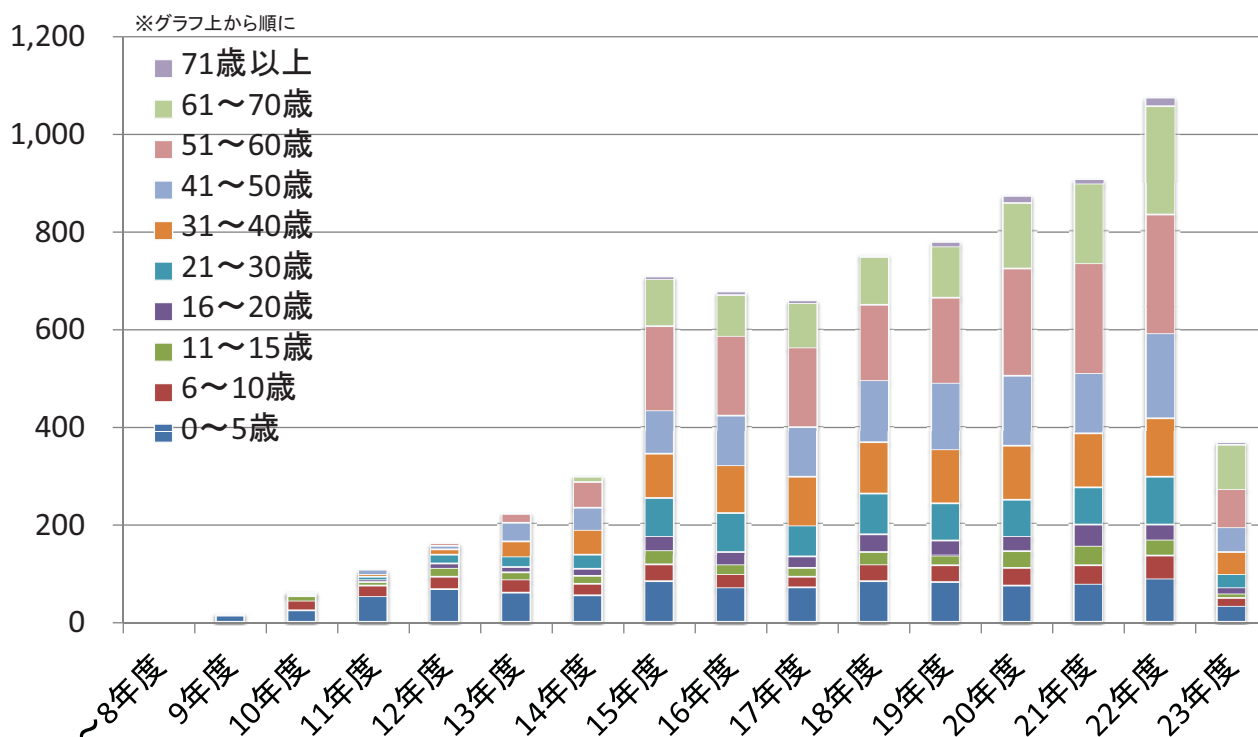
さい帯血バンク事業の概要

- さい帯血移植は、白血病等の治療に有効な治療法の一つ。
 ※さい帯血とは、さい帯（へその緒）と胎盤に含まれている血液で、造血幹細胞を多く含む。出産後、赤ちゃんから切り離れた後の胎盤側のさい帯に針を刺し採取する。
- さい帯血移植は、
 - ・提供者（ドナー）への負担がない
 - ・骨髄移植よりもHLAを厳密に一致させる必要がなく、移植後の拒絶反応も少ない
 - ・すぐに移植に使用できる状態で凍結保存しているため、移植に適したさい帯血があれば、患者さんの病状に合わせて必要なときに随時、提供できるなどの利点がある。
- さい帯血バンク事業は、平成11年度より開始されたところであり、国の補助基準に適合している地域バンクが、それぞれの提供施設（産科病院）で採取されたさい帯血の検査、分離、保存及び公開を行うとともに、さい帯血バンクの事業が安全かつ公平・適切に実施されるために、「日本さい帯血バンクネットワーク」において、HLA情報の共有化等の共同事業を実施している。
- 平成24年度以降、宮城さい帯血バンクと中国四国さい帯血バンクが統合され、地域バンク数は8バンクとなる予定。統合する2バンクが保存しているさい帯血については、他の公的バンクに移管されることとなっている。

26

さい帯血移植時年齢階層別移植数(1)

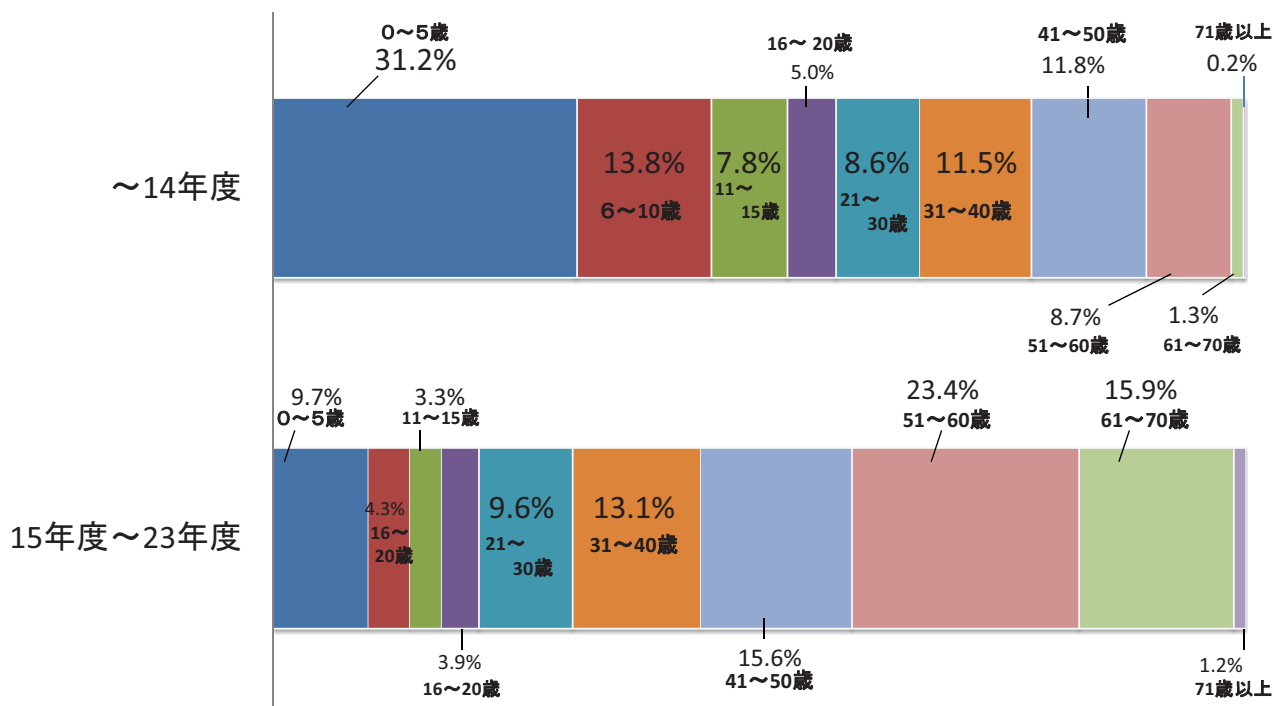
平成15年度以降、成人への移植が増加してきている。



※ 平成23年度の移植数については、平成23年7月29日時点の数値
 ※ さい帯血バンクネットワークのデータより作成

27

さい帯血移植時年齢階層別移植数(2)

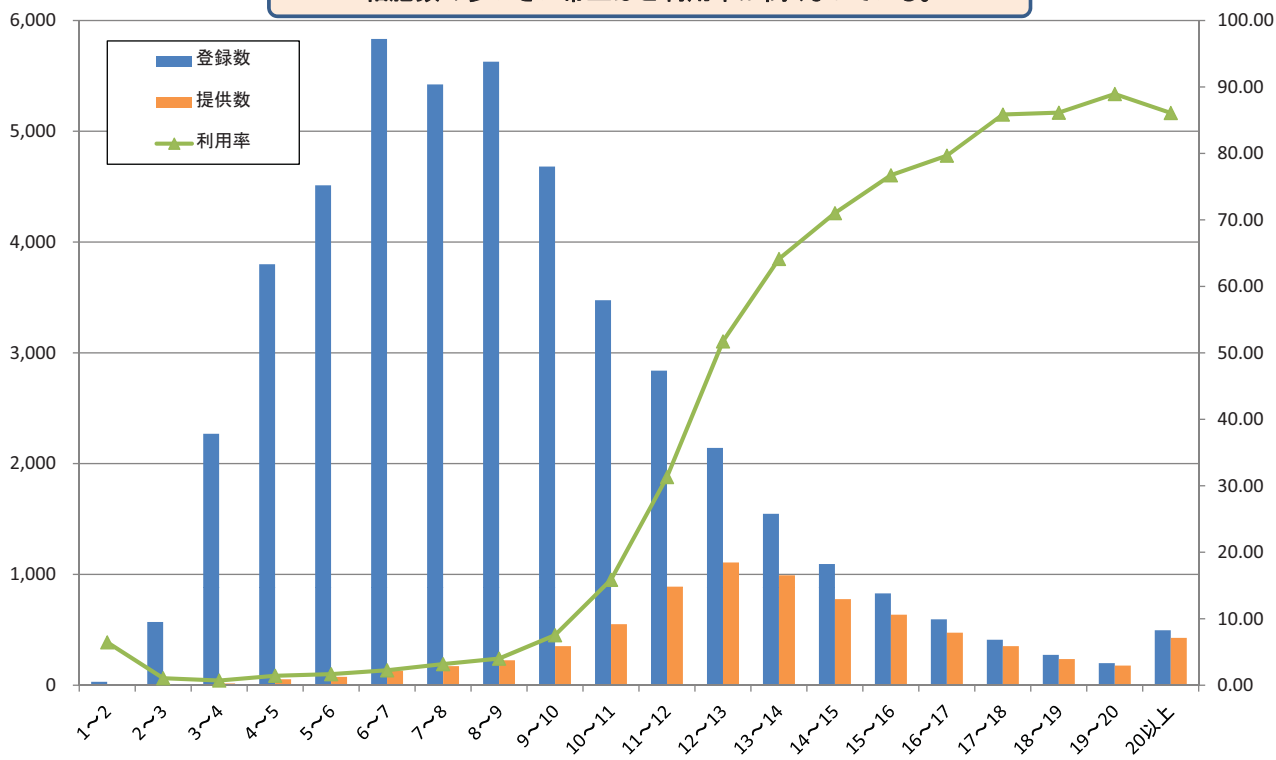


※ 平成23年度の移植数については、平成23年7月29日時点の数値
 ※ さい帯血バンクネットワークのデータより作成

28

登録さい帯血、移植さい帯血の細胞数分布と利用率

細胞数の多いさい帯血ほど利用率が高くなっている。



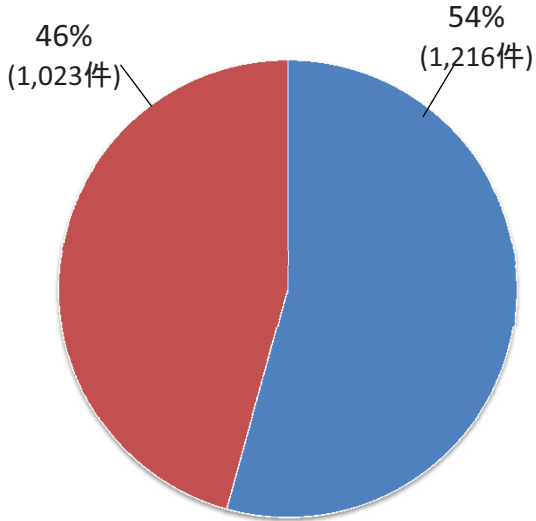
※ 平成23年7月29日時点の数値
 ※ 出典:さい帯血バンクネットワーク

29

非血縁者間における造血幹細胞移植のソース(2010年)

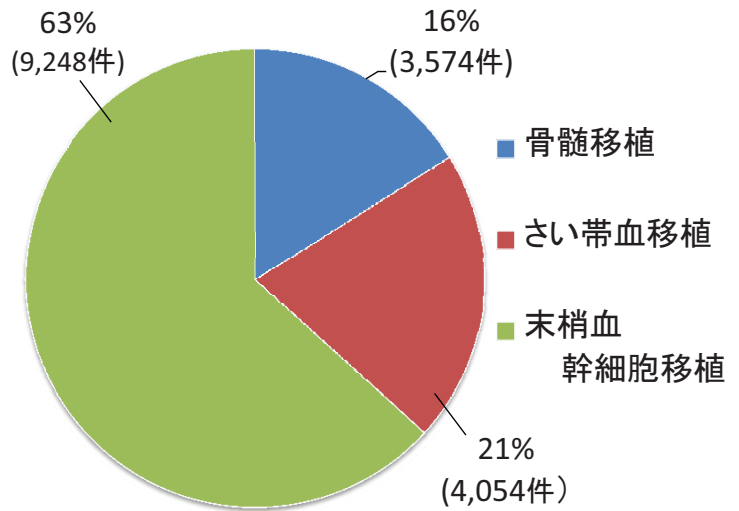
世界的には末梢血幹細胞移植の割合が高くなっている。

日本



※日本における非血縁者間の末梢血幹細胞移植は、2010年10月より導入され、2011年3月に1例が実施されている。

WMDA(世界骨髄バンク機構) (The World Marrow Donor Association) ※日本含む。



出典: 臓器移植対策室 作成

都道府県等における骨髄バンク連絡協議会等の設置状況について

都道府県(47)	〈参考〉対象(18歳～54歳)人口1,000人あたりドナー登録者数	〈問1〉県自治体において、骨髄バンク事業に係る関係者からなる連絡協議会等を設置していますか。			〈問2〉その名称及び構成団体を教えてください。(問1で①の選択のみ)	〈問3〉おおよその開催頻度を教えてください。(問1で①の選択のみ)	〈問4〉最近の検討事項について教えてください。(問1で①の選択のみ)			〈問5〉今後、骨髄バンク事業に係る関係者からなる連絡協議会等を設置する予定はありますか。(問1で②の選択のみ)	〈問6〉設置予定の時期について教えてください。(問5で①の選択のみ)	〈問7〉設置しない理由を教えてください。(問5で②の選択のみ)
		①設置している	②設置していない	③その他			①1ヶ月に1回程度	②1年に1回程度	③その他			
北海道	6.92	21	7	(回答数10)	(回答数21)	0	16	(回答数5)	(回答数21)	2	5	(回答数1)
北海道	6.92			骨髄バンク推進協議会等が参画するNPO法人の協議会が設置されており、定期的に(月1回)に意見交換の場を設けている。								
青森県	5.83	1		市民公開講座「骨髄移植を知ろう」実行委員会	ボランティア団体、患者・家族会等		1年に5～6回程度		開催内容の協議、意見交換等			
岩手県	5.35			医療機関、血液センターと必要な情報・意見交換が行われている。								
宮城県	11.41	1		骨髄バンク登録関係者連絡会議	ボランティア団体、赤十字血液センター等		13・14年度、17年度に実施		骨髄バンク登録関係会議は、平成17年度を最後に近年は実施を見合わせている。			
秋田県	6.19			保健所や秋田県骨髄提供者を募る会と連携しながら普及啓発等を実施している。今後は、予算措置を含め協議会の設置を検討していく。								
山形県	10.14			骨髄バンクドナー登録支援事業連絡会議を年1回程度開催している。								
福島県	14.81			県骨髄バンク推進連絡協議会に補助を行うことにより、普及啓発等の推進に取り組んでいる。								
茨城県	5.76			血液センター・支援する会を交えた担当者会議を必要に応じて開催している。								
栃木県	10.21	1		栃木県骨髄バンク事業推進連絡協議会	ボランティア団体、市町等	1			骨髄バンク事業の推進			
群馬県	3.83	1		三者連絡調整会議	ボランティア団体、赤十字血液センター等	1			骨髄登録者の増加に向けた取組、今後の普及啓発活動の具体的な内容			
埼玉県	5.57			毎年会議を開催し、必要な調整や課題の協議を行っている。								
千葉県	4.76	1		千葉県骨髄移植推進協議会	ボランティア団体、赤十字血液センター等	1			骨髄バンク推進事業実施状況及び現状、さい帯血バンク事業の現状等		1	人的余裕がないため。
東京都	7.31		1	協議会の設置という形にとられず、関係者との情報や意見の交換に努めている。								
神奈川県	4.28	1		血液センター、ボランティア等と連携し、移動献血型ドナー登録・日中登録窓口(献血ルームスラッパ)を設置して事業を実施している。	神奈川県骨髄・さい帯血移植推進協議会	1			骨髄ドナー登録者の現状、骨髄ドナーの確保等			
新潟県	9.39	1			新潟県骨髄バンク事業連絡協議会	1			骨髄バンク登録事業の課題、今後の事業計画			
富山県	6.66											
石川県	8.73											
福井県	4.78	1		10月の骨髄移植推進月間の際、必要に応じて関係機関と情報交換や普及啓発の連携に関する調整を行っている。	赤十字血液センター、市町等		1年に1回(平成22年、23年は本実施)		前年度までの登録状況の報告登録方法の説明			
山梨県	5.93	1			山梨県骨髄バンクを推進する会				会長が必要と認められた場合			
長野県	3.87											
岐阜県	4.78			各保健所で定期的に行う登録業務や、日赤と共同で行う休日ドナー登録会等を通じ、関係機関との連携が図られている。								
静岡県	5.05			静岡県骨髄バンクを推進する会等との協議を必要に応じて行うこととしている。								

都道府県	＜参考＞対象（18歳～54歳）人口1,000人あたりドナー登録者数	＜問1＞真自治体において、骨髄バンク事業に係る関係者からなる連絡協議会等を設置していますか。			＜問2＞その名称及び構成団体を教えてください。（問1で①選択のみ）		＜問3＞おおよその開催頻度を教えてください。（問1で①選択のみ）			＜問4＞最近の検討事項について教えてください。（問1で①選択のみ）		＜問5＞今後、骨髄バンク事業に係る関係者からなる連絡協議会を設置する予定はありますか。（問1で②選択のみ）	＜問6＞設置予定の時期について教えてください。（問5で①選択のみ）	＜問7＞設置しない理由を教えてください。（問5で②選択のみ）
		①設置している	②設置していない	③その他	・名称	・構成団体	①1ヶ月に1回程度	②1年に1回程度	③その他	＜問4＞最近の検討事項について教えてください。（問1で①選択のみ）	①設置する予定はある			
愛知県	5.45	1			愛知骨髄バンク登録推進協議会	ボランティア団体、市町等	1			骨髄バンク事業の現状、骨髄バンク事業の基盤状況等				
三重県	5.23													
滋賀県	4.48	1			骨髄提供連絡会	ボランティア団体、市町等	1			骨髄提供希望者の登録推進				
京都府	12.21	1			京都府造血細胞移植対策連絡協議会	学識経験者、医療機関、報道機関等			2年に1回程度	造血細胞移植の普及啓蒙の推進				
大阪府	4.25	1									1			関西骨髄バンク推進協会へドナー登録受付を委託しており同州に行われているため。
兵庫県	6.23	1			骨髄バンク推進に関する連絡調整委員会 ・造血細胞移植対策推進専門委員会	ボランティア団体、赤十字血液センター等	1			献血並行型登録者の実施要領及び計画の策定、造血細胞移植病院等に関する情報提供				
奈良県	4.16													
和歌山県	8.31	1			和歌山県骨髄移植対策協議会	ボランティア団体、赤十字血液センター等	1			骨髄バンク登録の現状、造血細胞移植の方法と現状等				
鳥取県	8.48													
島根県	10.47	1			骨髄移植推進連絡会	ボランティア団体、医療機関等	1			22年度事業報告、23年度事業計画について				
岡山県	7.53													
広島県	5.78	1			広島県骨髄バンク推進連絡協議会	医療機関等	1			骨髄ドナー登録者数の拡大に向けた今後の取組				
山口県	4.94	1			山口県骨髄バンク推進連絡協議会	ボランティア団体、市町等	1			集団登録会の開催の推進、献血との同時開催の推進				
徳島県	6.08	1			徳島県骨髄バンク推進協議会	学識経験者、ボランティア等	1			骨髄提供希望者の確保対策				
香川県	4.38	1												
愛媛県	6.00	1			愛媛県骨髄バンク推進協議会	ボランティア団体、市町等	1			骨髄バンクの現状、骨髄バンク推進月間等			1	他県の設置状況を踏まえ、設置の有無を検討する。
高知県	6.47													
福岡県	8.58													
佐賀県	10.09	1			佐賀県臓器移植骨髄移植推進連絡協議会	血液センター、ボランティア団体等	1			平成23年度臓器移植・骨髄移植推進事業、推進月間のイベント				
長崎県	8.36	1											1	年1回は、市町等が出席する会議にボランティア団体も参加していただき、関係者間の意見交換を行う場を設けているため。
熊本県	3.93	1												平成25年度の設置に向け検討中
大分県	6.95													
宮崎県	6.49	1												今後検討していきたい。
鹿児島県	4.94	1			鹿児島県骨髄バンク連絡協議会	ボランティア団体、保健所等	1			骨髄バンク登録推進、末梢血造血細胞移植の導入				
沖縄県	25.46	1												

市町村	〈参考〉対象（18歳～54歳）人口1,000人あたりトナー登録者数	〈問1〉真自治体において、骨髄バンク事業に係る関係者からなる連絡協議会等を設置していますか。			〈問2〉その名称及び構成団体を教えてください。（問1で①選択のみ）		〈問3〉おおよその開催頻度を教えてください。（問1で①選択のみ）			〈問4〉最近の検討事項について教えてください。（問1で①選択のみ）		〈問5〉今後、骨髄バンク事業に係る関係者からなる連絡協議会等を設置する予定がある方ですか。（問1で②選択のみ）		〈問6〉設置予定の時期について教えてください。（問5で①選択のみ）		〈問7〉設置しない理由を教えてください。（問5で②選択のみ）	
		①設置している	②設置していない	③その他	・名称	・構成団体	①1ヶ月に1回程度	②1年に1回程度	③その他	①1ヶ月に1回程度	②1年に1回程度	③その他	①設置する予定がある	②設置する予定はない	③設置する予定はない		
指定都市(19)	〈回答数19〉	0	5	〈回答数14〉				0	0			0	5				
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市			1										1				県で連絡会を実施しているため。
千葉市																	
横浜市																	
川崎市																	
相模原																	
新潟市																	
静岡市																	
浜松市																	
名古屋市			1														県が設置する協議会で目的は達せられると考えるため。
京都市																	
大阪市			1														広域での設置が望ましいため。
堺市																	
神戸市																	
岡山市			1														県や関係団体等との意見交換・調整を図る中で、市として設置する必要性について検討しなければならぬと考えている。
広島市																	
福岡市			1														県等と連携し、普及啓発に取り組んでいる。協議会の設置については、現在、具体的な検討に至っていない。
北九州市																	
中核市(41)	〈回答数41〉	0	21	〈回答数20〉				0	0			0	21				
旭川市			1														北海道県を単位とした広域での連携の確保に期待している。
函館市			1														協議会の設置に係る予算措置が大変困難なため。
青森市			1														現時点で設置する予定はない。必要に応じて関係機関と協議連携していく。
盛岡市			1														-
秋田市			1														骨髄バンク事業は、(財)あきた移植協会の協力を得て、骨髄バンクボランティア等の協力を得て、骨髄バンクボランティア等の協力を得ており、連絡協議会設置の必要性は特に考えていない。

	＜参考＞対象（18歳～54歳）人口1,000人あたりトナー登録者数	＜問1＞真自治体において、骨髄バンク事業に係る関係者からなる連絡協議会等を設置していますか。			＜問2＞その名称及び構成団体を教えてください。（問1で①選択のみ）			＜問3＞おおよその開催頻度を教えてください。（問1で①選択のみ）			＜問4＞最近の検討事項について教えてください。（問1で①選択のみ）			＜問5＞今後、骨髄バンク事業に係る関係者からなる連絡協議会等を設置する予定があるか。		＜問6＞設置予定の時期について教えてください。（問5で①選択のみ）		＜問7＞設置しない理由を教えてください。（問5で②選択のみ）		
		①設置している	②設置していない	③その他	・名称	・構成団体	①1ヶ月に1回程度	②1年に1回程度	③その他	①1ヶ月に1回程度	②1年に1回程度	③その他	①設置する予定がある	②設置する予定はない	③設置する予定はない	①	②	③		
郡山市																				
いわき市			1																	
宇都宮市			1																	
前橋市			1																	
川越市																				
船橋市																				
柏市			1																	
横浜須賀野市																				
富山市			1																	
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
豊田市																				
豊橋市																				
岡崎市																				
大津市			1																	
高槻市			1																	
東大阪市			1																	
姫路市																				
西宮市																				
尼崎市																				
奈良市																				
和歌山市																				
倉敷市			1																	
福山市			1																	
下関市																				

	＜参考＞対象（18歳～54歳）人口1,000人あたりトナー登録者数	＜問1＞真自治体において、骨髄バンク事業に係る関係者からなる連絡協議会等を設置していますか。			＜問2＞その名称及び構成団体を教えてください。（問1で①選択のみ）			＜問3＞おおよそその開催頻度を教えてください。（問1で①選択のみ）			＜問4＞最近の検討事項について教えてください。（問1で①選択のみ）			＜問5＞今後、骨髄バンク事業に係る関係者からなる連絡協議会等を設置する意向を教えてください。（問1で②選択のみ）			＜問6＞設置予定の時期について教えてください。（問5で①選択のみ）			＜問7＞設置しない理由を教えてください。（問5で②選択のみ）		
		①設置している	②設置していない	③その他	・名称	・構成団体	①1ヶ月に1回程度	②1年に1回程度	③その他	①1ヶ月に1回程度	②1年に1回程度	③その他	①設置する予定がある	②設置する予定はない	③設置する予定はない	①1ヶ月以内	②1ヶ月～3ヶ月以内	③3ヶ月以上	①1ヶ月以内	②1ヶ月～3ヶ月以内	③3ヶ月以上	
高松市		1													1							血液センター、骨髄移植推進財団地区普及班職員と連携して骨髄バンクドナー登録会を開催しているの設置していない。今後検討予定。
松山市				必要に応じて、各団体との連絡が密になされている。																		
高知市		1													1							市内にある献血ルームでドナー登録受付を行っている。現在、協議会を設置する予定はない。
久留米市				普及啓発として、保健所の窓口でパンフレットを配布している。																		
取崎市				県、血液センター、長峰県骨髄バンク推進連絡会と情報を共有し、行事も協力して行っている。																		
熊本市		1													1							協議会の必要性は認めるが、県でも設置しておらず、当市においても協議会の立ち上げには至っていない。県と協力して事業を行っており、市が主体となっていく予定はない。
大分市		1																				
宮崎市				骨髄バンク推進事業は県が主体となっており推進している。																		
鹿児島市				県が設置している協議会に参加している。																		
高崎		1													1							中核市への移行が平成23年4月であり、保健所が設置されてから期間的に短く協議会設置の有無等を言われた事等を現時点で行っていないため。
政令で定める市(7) <回答数7>		0	6 <回答数1>				0	0	0	0	0	0	0	0	6 <回答数>	0	6 <回答数>	0	6 <回答数>	0	6 <回答数>	(回答数6)
小樽市		1													1							市民からの問い合わせや相談件数が少ないため。
八王子市		1													1							検討段階に留まっている。
藤沢市		1													1							クロスウェーブ湘南血液センターにドナー登録窓口があるため。
四日市市		1													1							市単独より県単位又は保健医療圏等広域での対応が効果的であるため。
呉市		1													1							登録窓口としての機能のみで足りる。必要性がないため。
大牟田市				要望があれば検討したい。現在は、キャンペーンの広報掲載・成入式でのリーフレットの配布等の啓蒙に努めている。																		
佐世保		1													1							設置の検討はしていない。
特別区(23) <回答数23>		1	21 <回答数1>				0	1	0	0	1	0	0	21 <回答数1>	0	21 <回答数>	0	21 <回答数>	0	21 <回答数>	21 <回答数>	(回答数21)
千代田区		1													1							各区で対応するより都の枠組みで対応するべき。各区は情報提供を担うのが適当であると考えるため。
中央区		1													1							都を中心とした広域の情報や意見交換を行う連絡会等を設置することが必要と考えているため。
港区		1													1							都道府県レベルでの努力義務と認識している。区内の移植医療の関係医療機関、ボランティア団体等を把握しきれていないためネットワークの構築が困難。
新宿区		1													1							区の事業として予算化していないため。
文京区		1													1							今後、設置自治体の状況等を踏まえて判断するが、ただちに設置する予定はない。
台東区		1													1							都と連携して設置を検討したい。
墨田区		1													1							都道府県レベルで広域的に設置することが望ましいため。
江東区		1													1							現段階では関係者間の設置要望がないため。

	＜参考＞対象（18歳～54歳）人口1,000人あたりトナー登録者数	＜問1＞真自治体において、骨髄バンク事業に係る関係者からなる連絡協議会等を設置していますか。			＜問2＞その名称及び構成団体を教えてください。（問1で①選択のみ）			＜問3＞おおよその開催頻度を教えてください。（問1で①選択のみ）			＜問4＞最近の検討事項について教えてください。（問1で①選択のみ）			＜問5＞今後、骨髄バンク事業に係る関係者からなる連絡協議会等を設置する予定はありますか。（問1で②選択のみ）		＜問6＞設置予定の時期について教えてください。（問5で①選択のみ）		＜問7＞設置しない理由を教えてください。（問5で②選択のみ）	
		①設置している	②設置していない	③その他	・名称	・構成団体	①1ヶ月に1回程度	②1年に1回程度	③その他	①1ヶ月に1回程度	②1年に1回程度	③その他	①設置する予定がある	②設置する予定はない	①	②	③		
品川区			1											1					今のところ、火急的に必要ではないため。
目黒区			1											1					広域的な事業展開が必要であるため。
大田区				大田区献血推進協議会（年1回）の中で、骨髄バンクに関して話題にしているため、新たに協議会を設置する予定はない。															
世田谷区			1											1					-
渋谷区			1											1					必要性を感じておらず、また骨髄移植推進財団から設置を求められていないため。
中野区			1											1					政策の優先順位判断によるため。
杉並区		1			杉並区献血等推進連絡会	血液センター職員、日赤赤十字会等			1										
豊島区			1											1					都道府県単位で1つの団体という構成であるため。
北区			1											1					今のところ、区の段階では設置の必要はないと考えるため。
荒川区			1											1					都と協力して設置を検討中。
板橋区			1											1					都及び23区の動向を見たい。
練馬区			1											1					都に設置されているため。
足立区			1											1					現在のところ、設置に関する強い要請はないため。
葛飾区			1											1					広報等の周知を行う段階で留まっている。現時点で協議会の発足は考えていない。
江戸川区			1											1					ドナー登録のしおりを窓口を設置するなど啓発に努めている。
総計(137)	＜回答数137＞	＜回答率100.0%＞	22	60	55	（回答数22）	（回答数22）	0	17	（回答数5）	（回答数22）	2	58	（回答数1）					（回答数58）

～平成22年国民健康・栄養調査結果からみた現状～

平成24年1月31日公表

○健康格差の現状を明らかにするため、所得と生活習慣等に関する項目を分析した結果、世帯の年間所得の違いにより生活習慣等に差がみられた。

表 所得と生活習慣等に関する状況(20歳以上)

※世帯の所得額を当該世帯員に当てはめて解析
※★は600万円以上の世帯の世帯員と比較して、差のあった項目

		世帯所得 200万円未満		世帯所得 200万円以上～ 600万円未満		世帯所得 600万円以上		200万円 未満**	200万円 以上～ 600万円 未満**
		人数	割合または 平均*	人数	割合または 平均*	人数	割合または 平均*		
体型	1. 肥満者の割合(男性)	380	31.5%	1,438	30.2%	600	30.7%		
	(女性)	587	25.6%	1,634	21.0%	686	13.2%	★	★
食生活	2. 習慣的な朝食欠食者の割合(男性)	499	20.7%	1,900	18.6%	816	15.1%	★	★
	(女性)	718	17.6%	2,038	11.7%	878	10.5%	★	
	3. 野菜摂取量(男性)	455	256g	1,716	276g	755	293g	★	★
	(女性)	678	270g	1,880	278g	829	305g	★	★
運動	4. 運動習慣のない者の割合(男性)	302	70.6%	1,050	63.7%	381	62.5%	★	
	(女性)	492	72.9%	1,315	72.1%	505	67.7%	★	★
たばこ	5. 現在習慣的に喫煙している者の割合(男性)	497	37.3%	1,896	33.6%	815	27.0%	★	★
	(女性)	719	11.7%	2,034	8.8%	877	6.4%	★	★
飲酒	6. 飲酒習慣者の割合(男性)	497	32.6%	1,898	36.6%	816	40.0%	★	
	(女性)	719	7.2%	2,037	6.4%	877	8.0%		
睡眠	7. 睡眠の質が悪い者の割合(男性)	499	11.1%	1,900	11.8%	816	10.8%		
	(女性)	718	15.9%	2,037	15.4%	878	11.4%		★

*年齢と世帯員数で調整した値
**世帯の所得について600万円以上を基準とする多変量解析(割合に関する項目はロジスティック回帰、平均値に関する項目は線形回帰)を実施

○地域格差の現状を明らかにするため、平成18～22年の5年分の国民健康・栄養調査データを用いて都道府県別に年齢調整を行い、生活習慣等の状況について比較した結果、肥満者、現在喫煙者、飲酒習慣者の割合は上位(上位25%)群と下位(下位25%)群でおおむね10%、歩数については1,000歩以上などの地域格差がみられた。

表 都道府県別の肥満及び生活習慣の状況

※都道府県別データを並べて、高い方から低い方に4区分に分け、上位25%の群を上位群、下位25%の群を下位群とした

	全国平均	都道府県の状況	
		上位群	下位群
1. 肥満者(男性, 20～69歳)の割合(%)	31.1	39.7	25.2
2. 野菜摂取量(g/日)			
男性(20歳以上)	301	339	272
女性(20歳以上)	285	321	253
3. 食塩摂取量(g/日)			
男性(20歳以上)	11.8	12.7	11.0
女性(20歳以上)	10.1	10.8	9.4
4. 歩数(歩/日)			
男性(20歳以上)	7,225	7,659	6,271
女性(20歳以上)	6,287	6,613	5,551
5. 現在習慣的に喫煙している者(男性, 20歳以上)の割合(%)	37.2	42.2	33.5
6. 飲酒習慣者(男性, 20歳以上)の割合(%)	35.9	43.3	31.4

*肥満者の割合、現在習慣的に喫煙している者の割合及び飲酒習慣者の割合の女性の都道府県別データについては、該当者の割合が少なく、変動係数が大きいため、解析から除いた。

(健康局総務課生活習慣病対策室)